

板野町流域関連特定環境保全公共下水道事業計画

流域関連公共下水道管理者 板野町長 玉井 孝治

工事着手の予定年月日 平成14年12月27日

工事完成の予定年月日 令和6年3月31日
令和11年3月31日

予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書					
予定処理区域 の面積	約 135 163 ヘクタール	予定処理区域内の地名		徳島県板野町 「区域は下水道計画一般図表示のとおり」	
処理分区の名称	面積 (単位ヘクタール)	流域下水道との 接続箇所の番号	流域下水道との 接続箇所の位置	接続する流域 下水道の幹線名	摘 要
第 5	13	I 5	板野町大寺 字大向北	板野藍住幹線	日最大汚水量 204m ³ /日 112m ³ /日 BOD 180mg/L 136mg/L S S 137mg/L
第 5 - 4	13	I 5 - 4	板野町大寺 字大向北	板野藍住幹線	日最大汚水量 561m ³ /日 197m ³ /日 BOD 110mg/L 134mg/L S S 82mg/L 102mg/L
第 6	58 64	I 6	板野町大寺 字泉口	板野藍住幹線	日最大汚水量 939m ³ /日 893m ³ /日 BOD 180mg/L 179mg/L S S 136mg/L
第 6 - 2	1	I 6 - 2	板野町大寺 字泉口	板野藍住幹線	日最大汚水量 5m ³ /日 10m ³ /日 BOD 151mg/L 188mg/L S S 114mg/L 138mg/L
第 6 - 4	5	I 6 - 4	板野町大寺 字王子	板野藍住幹線	日最大汚水量 87m ³ /日 143m ³ /日 BOD 178mg/L 179mg/L S S 135mg/L 136mg/L
第 6 - 6	2	I 6 - 6	板野町大寺 字王子	板野藍住幹線	日最大汚水量 30m ³ /日 41m ³ /日 BOD 181mg/L 177mg/L S S 137mg/L 135mg/L
第 6 - 9	1	I 6 - 9	板野町大寺 字露ノ口	板野藍住幹線	日最大汚水量 5m ³ /日 10m ³ /日 BOD 151mg/L 188mg/L S S 114mg/L 138mg/L
第 7	24	I 7	板野町大寺 字岡ノ前	板野藍住幹線	日最大汚水量 393m ³ /日 536m ³ /日 BOD 179mg/L S S 136mg/L
第 8	19 41	I 8	板野町犬伏 字大坪	板野藍住幹線	日最大汚水量 311m ³ /日 597m ³ /日 BOD 179mg/L S S 136mg/L

管渠調書 (汚水)				
処理分区の名称	主要な管渠の内のり寸法 (単位ミリメートル)	延長 (単位メートル)	点検箇所の数	摘 要
第6	φ75 ~ φ100	170	2	方法：目視による人孔内の点検及び鏡を用いた管内の点検とする。 頻度：5年に1回以上の点検を行う。
	○200~○350	1,700 1,860		
第7	○250	10		
第8	φ75	- 180	- 2	方法：目視による人孔内の点検及び鏡を用いた管内の点検とする。 頻度：5年に1回以上の点検を行う。
	○250 ~ ○300	440		
	○200 ~ ○300	820		
合 計		2,320 3,040	2 4	

5.2 下水道事業に関する財政計画

(1) 経費の部

(1)経費の部 (単位:百万円)

年次	建設改良費						起債元利償還費	維持管理費	その他	合計
	管渠	ポンプ場	処理場	流域下水道負担金	小計	うち用地費				
令和3年度までの累計	3,822			536	4,358		1,497	656	147	6,658
	3,822			536	4,358		1,497	656	147	6,658
令和4年度	144			0	144		141	37	0	322
	139			0	139		141	38	0	318
令和5年度	144			0	144		146	40	0	330
	140			0	140		146	40	0	326
令和6年度	-			-	-		-	-	-	-
	203			0	203		154	42	0	399
令和7年度	-			-	-		-	-	-	-
	203			0	203		159	43	0	405
令和8年度	-			-	-		-	-	-	-
	203			0	203		164	45	0	412
令和9年度	-			-	-		-	-	-	-
	203			0	203		163	47	0	413
令和10年度	-			-	-		-	-	-	-
	203			0	203		162	49	0	414
合計	4,110			536	4,646		1,784	733	147	7,310
	5,116			536	5,652		2,586	960	147	9,345

記載要領

- 流域関連公共下水道は、「建設改良費」の欄に建設負担金、「維持管理費」の欄に管理運営負担金を含む。
- 「起債元利償還費」の欄には、企業債取扱諸費を含む。
- 四捨五入の都合により、合計金額が異なる場合がある。

(2) 財源の部

(2)財源の部 (単位:百万円)

年度	建設費						維持管理費及び起債償還費				合計
	国費	起債	他会計繰入金	受益者負担金	起債(流域負担金)	小計	下水道使用料	県費	その他	小計	
令和3年度までの累計	1,556	1,954	256	24	568	4,358	304	41	1,955	2,300	6,658
	1,556	1,954	256	24	568	4,358	304	41	1,955	2,300	6,658
令和4年度	68	75	0	1	0	144	38	0	140	178	322
	66	71	0	2	0	139	40	0	139	179	318
令和5年度	69	72	0	3	0	144	44	0	142	186	330
	66	72	0	2	0	140	43	0	143	186	326
令和6年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	96	105	0	2	0	203	46	0	150	196	399
令和7年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	96	105	0	2	0	203	49	0	153	202	405
令和8年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	96	105	0	2	0	203	52	0	157	209	412
令和9年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	96	105	0	2	0	203	55	0	155	210	413
令和10年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	96	105	0	2	0	203	58	0	153	211	414
合計	1,693	2,101	256	28	568	4,646	386	41	2,237	2,664	7,310
	2,168	2,622	256	38	568	5,652	647	41	3,005	3,693	9,345
下水道使用料※関連事項	接続率:35.6%(令和4年度:初年度)⇒52.4%(令和10年度:最終年度) 講じる対策: ・普及促進対策のため周知及び広報により接続促進を図る。 ・下水道の整備効果向上に対して、下水道の供用開始後3年以内に排水設備の改造工事を実施した方に対する助成金制度の実施。 有収率:98%(令和4年度:初年度)⇒98%(令和10年度:最終年度) 講じる対策: ・個人宅の排水設備の点検等を随時実施する。 その他の講じる対策 ・届け出漏れ等に係る既設接続者の有収水量の確保及び下水道料金の見直しの検討。 ・公会計の適応による経営状況の確認。 ・令和7年度までに経営戦略を策定する。										

記載要領

- 「建設改良費」の「その他」の欄には、工事負担金、都道府県補助金等を記載する。なお、流域下水道は建設負担金を含んで記載する。
- 「維持管理費及び起債元利償還費」の「その他」の欄には、都道府県補助金、積立金取り崩し額等を記載する。なお、流域下水道は管理運営負担金を含んで記載する。
- 下水道使用料については、最近の有収水量の動向、国立社会保険・人口問題研究所等による人口・世帯数の見直し、企業立地の見直しを踏まえた上で算定すること。
- 「下水道使用料※関連事項」の講じる対策の記載にあたっては、「下水道経営改善ガイドライン(平成26年6月、国土交通省・(公社)日本下水道協会)」等も必須に応じ参照すること。
- 「下水道使用料※関連事項」の「その他の講じる対策」欄には、例えば、下水道使用料の見直し検討や徴収対策の取組について記載する。
- 四捨五入の都合により、合計金額が異なる場合がある。

第6章 その他書類

6.1 施設の設置に関する方針

施設の設置に関する方針は以下の通りとする。

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準			事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考
	指標等	現在 (令和3年度末)	中期目標 (令和10年度末)			
汚水処理	下水道処理人口普及率	37.1%	40.3%	49.5%	・ウィックプロジェクト(道路線形に合わせた施工)及び小口径塩ビマンホールを積極的に採用することにより、コスト削減を図り、早期完成を目指す。	第6、第7及び第8処理分区管ぎよ整備事業等
浸水対策	該当なし	-	-	-		
耐水化	処理場・ポンプ場なし	-	-	-		
耐震化	災害時における機能確保率	100%	100%	100%		
	重要な幹線等					
高度処理	処理場なし	-	-	-		
合流式下水道の改善	合流式なし	-	-	-		
汚泥の再生利用	徳島県により実施	-	-	-		
その他 (処理水の有効利用)	該当なし	-	-	-		

6.2 施設の機能の維持に関する方針

(1) 主要な施設に係る主な措置

1) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

劣化及び損傷を把握するための点検・調査計画は以下の通りとする。

主要な施設	点検・調査の頻度
管渠施設	施設の重要度に応じ、概ね5年～15年に一度点検を実施する。
汚水・雨水ポンプ施設	該当なし
水処理施設	処理場なし
汚泥処理施設	処理場なし

2) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

修繕・改築の判断基準は以下の通りとする。

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	点検調査結果をもとに、緊急度がIのものを修繕・改築対象とする。
汚水・雨水ポンプ施設	該当なし
水処理施設	処理場なし
汚泥処理施設	処理場なし

3) 改築事業の概要（令和4年度～令和10年度）

改築事業の概要は以下の通りとする。

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	点検・調査及び修繕・改築の判断結果をもとに、必要に応じてストックマネジメント計画を策定し、劣化が著しいものを改築する。
汚水・雨水ポンプ施設	該当なし
水処理施設	処理場なし
汚泥処理施設	処理場なし

(2) 施設の長期的な改築の需要の見通し

本町の管きょ施設については、敷設されてから約15年程度しか経過していないため、試算時期を30年で考えても管渠の標準耐用年数以下となる。

改築の需要見通し (年あたりの概ねの事業規模の資産)	試算年次	試算の前提条件
0円	概ね30年後	管渠施設は標準耐用年数(50年)で改築

項目	耐用年数 (5年)	30年間の費用 (百万円)	年あたり費用 (百万円)	備考
管渠	-	-	-	該当なし
合計	-	-	-	該当なし